

仕 様 書

1. 件 名

公債管理システム設定業務委託

2. 委託期間

令和2年12月2日から令和3年3月26日まで

3. 担当部課

市川市 財政部 財政課

4. 総 則

(1) 目 的

市川市（以下「発注者」という。）では、パソコン上で運用している業務システムを使用して公債管理業務を行っているが、既存システムが更新時期を迎えていることから、公債管理業務を円滑かつ効率的に行うため、LGWAN-ASPとして運用される公債管理システムに移行を図るために、LGWAN-ASP環境の公債管理システムを準備・設定する業務を委託するものである。

受注者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実行経費の軽減を図り、この業務を期限内に遂行しなければならない。

(2) 業務の指示及び監督

受注者は、本委託を遂行するに当たって、発注者監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

(3) 業務の責任範囲

本業務を遂行するに当たって、受注者は、信頼性と可用性を保証したシステムの設定及び安定的な稼動環境の準備について、責任を負うものとする。

なお、システムの保守については、本契約の範囲外とする。

5. 前提条件

(1) 利用環境条件

- ① 本システムで提供する利用者機能については、既存の庁内 LAN パソコンを用いて利用できること。なお、現状のパソコンは、下記に示したとおりであるが、今後の最新のバージョンにも対応できるものとする。

種類	ソフトウェア名
OS	Windows10
ブラウザ	Internet Explorer 11
OfficeSoft	Microsoft Office 2010、2013、2016

② 本サービスは、LGWAN・ASP サービス（アプリケーション及びコンテンツサービス）として提供されるものであること。

③ 本システムを利用するユーザは3人とする。

(2) サービス提供時間

施設の計画停止を除き、原則 24 時間 365 日とする。なお、施設の計画停止においても、特に平日の 7 時 40 分から 21 時 00 分は、システム停止させないようにすること。

(3) サービス提供のためのシステム環境

サービス提供にあたっては、ハードウェア、データセンターの確保、また、サーバOS、パッケージソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、ウイルス対策ソフト等、本システムの稼働に必要なソフトウェアによって構成される本システムのサービス提供に必要な環境を準備すること。なお、環境の準備にあたっては、以下の運用要件を満たすように留意すること。

- ① 本サービスで利用する各サーバ等のハードウェアは、利用者専用でなくても構わないが、他のサービス利用者から独立し、セキュアなものであること。
- ② 本システムで利用する各サーバには、ウイルス（ワーム、トロイの木馬、ボット等の侵入を含む）対策を施し、利用者使用領域へのウイルス侵入を遮断すること。
- ③ 本システムで利用する各サーバには、不正アクセス対策を施し、利用者使用領域への不正侵入や保持情報の改ざん、窃取等を防止すること。
- ④ 本サービスを提供するハードウェアの更新などが必要となった際には、サービス提供者の負担で対応すること。
- ⑤ 本サービスで利用する各サーバのOS、ミドルウェア、ASPサービスのソフトウェアにセキュリティパッチを適用すること。
- ⑥ 本サービスで利用する各サーバのOS、ミドルウェア、ASPサービスのソフトウェアがバージョンアップした際には、そのバージョンアップに適時対応すること。
- ⑦ その他、利用者の要請に基づき、必要に応じて制度変更への対応や機能強化等に伴う本システムの改修を行なうこと。
- ⑧ 抜本的な制度改革による機能の大幅な追加や変更等、システムの基本的な設計に係る改修作業をサービスの継続的提供の範囲とするか否かについては、サービス提供者が改修の規模、工数等を明確にした根拠資料を作成し、利用者とサービス提供者が協議の上、利用者が決定する。
- ⑨ システムに変更を加えた場合、必要に応じて操作マニュアル等を修正し、提出すること。

6. 委託内容

本システム運用のための準備作業として、発注者要件に適合させるためのカスタマイズを含む公債管理システムの設定、起債管理における各種マスタ及び必要データの移行を行うものとする。カスタマイズ対応が不可能となる要件に関しては業務の運用手法等による解決を図るものとする。

(1) 公債管理システムの準備・設定

本システムの主な機能要件は、以下のとおりとする。設定するシステムについては、別記1の「システム構築の基本的要件」を満たすよう留意すること。また、要件の詳細については、発注者の指示に従い、発注者と受注者が協議のうえ決定することとする。

- ① 公債の償還方法としては「年賦または半年賦」「元利均等または元金均等」等の選択が可能であること。また、公債だけでなく長期借入金等も登録して運用することが可能であること。
- ② 償還シミュレーションの入力により償還シミュレーション一覧表及び台帳が出力でき、中期・長期計画に利用できること。
- ③ シミュレーションとして登録した公債を実際に借り入れた場合、本データとして登録時にシミュレーションデータから複写できること。その際にシミュレーションデータが削除されること。
- ④ 次の帳票が作成できること。
 - ・ 公債台帳
 - ・ 借入一覧表
 - ・ 公債償還予定表
 - ・ 年度別集計表
 - ・ 現在高一覧表
 - ・ 公債明細書
 - ・ 地方債現在高の状況【決算統計 33 表】
 - ・ 借入先別及び利率別現在高の状況【決算統計第 34 表】
 - ・ 公債年度別償還状況調【決算統計 36 表】
 - ・ 年度別償還状況表

(2) データ移行

① 移行対象データ

- ・ 各種マスタ
- ・ 起債基本情報、償還情報

② 移行方法

ア 現行システムから出力されたデータを移行すること。

イ データの整合性の確認は、本業務範囲とする。

ウ データ移行において、追加で必要なデータが発生した場合は、別途協議とする。

③ 留意事項

移行作業開始前には、移行方法・時期等について、発注者と十分打合せを行うとともに、データ移行に関する計画を示し、承認を受けることとする。

(3) 操作研修

①研修内容

システム操作説明のため、研修を1回以上実施すること。

②研修時期・会場

研修の時期、会場については、事前に協議のうえ決定することとする。

③対象者

財政部 財政課 担当職員 3名

④場所

市川市 財政部 財政課

⑤実施時期

運用開始時期に併せて、発注者が指定する

⑥その他

研修資料は、納品する操作マニュアルを使用しても差し支えない。また、研修には、職員が実際に操作できるよう納入したシステムを利用して行うことが望ましいが、研修用として受注者が保有しているシステムを利用した研修でも差し支えない。

7. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受注者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により発注者にその旨を通知し、発注者の承諾を得て変更するものとする。

(1) 開発作業場所

受注者が指定する開発作業場所（※契約締結後に場所を特定し発注者の承認を得ること。）

(2) 打合せ、システム環境の設定及びシステム環境稼動テスト実施場所

市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎 財政課

市川市南八幡4丁目2番5号 いちかわ情報プラザ

8. 納品物件

納品物件は、以下のとおりとする。各納品物件のタイトルは、下記表の納品物件であることが分かるように標記し、納品すること。

納品物件一覧表

No	納品物件	期 限
1	スケジュール表 (WBS)	委託開始日から7日以内
2	体制表 (委託終了後の障害対応体制を含む)	
3	テスト工程別のテスト項目表 (テストシナリオ)	各テスト実施の7日前
4	テスト工程別のテスト結果報告書	
5	完了届	本番環境稼動テスト合格日から委

6	本番環境稼働テストのテスト結果報告書	託期間終了日までの間
7	操作マニュアル	
8	議事録	委託期間内随時
9	進捗管理表及び進捗報告書	

※ A4又はA3用紙に印刷したもの1部を、期限までに納品すること。

※ 8「議事録」は、本委託期間中に作成したものをまとめて再度納品すること。

※ 9「進捗管理表及び進捗報告書」を除き、一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、全ての納品物件をまとめて収録した電子媒体（CR-R又はCD-RW）1部を、委託期間終了日までに納品すること。

9. 納品場所

前項「8. 納品物件」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

10. 本番環境稼働テスト

- (1) 発注者が承認したテスト項目表（テストシナリオ）に沿って、受注者は、テストを実施し、正しく稼働した証明として報告書を提出すること。
- (2) 受注者は、発注者担当職員立会いのもと、構築したシステム本番環境において上記（1）で提出された報告書に基づき、システムが正常に稼働することを確認すること。なお、必要に応じて、市川市情報政策部担当者が立会うことがある。
- (3) 稼働テスト終了後に、問題点や課題等がある場合は、本番稼働に向けて改善を図ること。なお、稼働テストは、本番稼働開始の少なくとも1ヶ月前より実施することとし、本番運用に使用するシステム環境に関する使用を受注者の責任で確保することを前提とする。

11. 引渡条件

本委託業務が完了し、10.「本番環境稼働テスト」後に、発注者が実施する完成検査に合格したことをもって引渡しとする。

12. スケジュール

- (1) セットアップ完了確認は、令和3年1月末頃の発注者が指定した時期とする。
- (2) 操作研修は、発注者と調整した時期とする。
- (3) 本稼働は、発注者と協議のうえ決定した時期とする。

1 3. 契約不適合責任

本契約による作業の結果について、契約の目的に沿わない、又は委託内容に適合しないことを発注者が認識した場合、委託期間終了日から15ヶ月以内の間に受注者に対する書面による通知が行われ、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由にのみ起因する場合、発注者は受注者に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。

1 4. 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 5. 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6. 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

1 7. その他

- (1) 開発に必要なハードウェア等、環境整備、作業場所（発注者が提供する場合を除く。）等開発に要する一切の費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、暴力団等の排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (4) 契約の履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めることとする。

別記1

システム構築の基本的要件

(1) システム要件

①システム要件

- ・ Web アプリケーション方式のシステムであること
- ・ インターネット経由で利用できること
- ・ LGWAN-ASP 経由で利用できること
- ・ 複数人での同一データベースへの同時利用が可能なこと
- ・ 印刷プレビュー機能を有していること
- ・ 指定するデータのバックアップ機能を有していること
- ・ システム上で操作マニュアル（ヘルプ）を参照できること

(2) 機能要件

①公債台帳登録の要件

- ・ 公債台帳の作成、管理ができること
- ・ 登録されている公債台帳を参照し、新たな公債台帳を登録することができること
- ・ 登録されている公債台帳を検索する際には、検索結果が起債番号、借入年度、借入年月日、借入先、事業、借入額等でそれぞれ並び替えができること。
- ・ 登録した起債番号を変更できること
- ・ 借入先、支払先、会計・科目、事業、交付税、起債額を基本情報として登録できること
- ・ 一つの借入データを複数の交付税算入区分に分割して管理できること
- ・ 一つの借入データを複数の事業別に分割し管理できること
- ・ 科目、事業、交付税以外の任意の区分を追加し、集計に用いることができること
- ・ 起債前貸から本借の入力が可能であること
- ・ 起債前貸の入力を行い、決算統計に反映することが可能であること
- ・ 登録済みの台帳について、繰上償還を行うことができること
- ・ 償還日以外の日の繰上償還も可能であること
- ・ 利率等みなしの登録・計算ができること
- ・ 償還計算のパターンは元利均等、元金均等等を用意すること
- ・ 台帳の種類、区分、台帳番号、年度等の指定により、特定の伝票だけを検索できる機能を有すること。また、検索結果の一覧を表示できること。
- ・ シミュレーションのために公債を仮登録することができ、集計資料に反映させることができること。
- ・ 帳票出力時に実データとシミュレーションデータの組み合わせを選択できること
- ・ シミュレーションデータによる試算データを複数（10件程度）保持できること

- ・シミュレーションのために仮登録したデータを本登録データとして反映できること
- ・指定年度以前のシミュレーションデータの一括削除等が可能であること
- ・償還計算情報として、償還方法、据置回数、利率等を登録できること
- ・償還計算情報については、条件を組み合わせたパターンをマスタとして複数保持しておき、パターンを選択することで、償還計算情報が自動入力されること。また、パターン選択後、償還計算情報上書きして変更することができること
- ・公債台帳を事業、交付税、または科目等で按分できること
- ・交付税集計表を作成することができること
- ・償還予定表を作成することができること
- ・借入先、会計、科目、事業、交付税等の範囲指定をすることにより、指定した年度もしくは指定年度から複数年間分の集計資料を作成することができること
- ・公会計システムとセグメント情報を連携させるためのデータ出力ができること
- ・償還データの個別調整が可能であること。また、償還データは新規登録中であっても修正可能なこと
- ・償還計算時に誤差が生じる場合は、償還表の変更・修正が可能であること
- ・一度の償還（償還年月日が同一のもの）において、償還先ごとの合計額を算出可能であること
- ・土日調整が自動で行われること
- ・決算統計調査表の改編に対応できること
- ・各公債を一意に識別する番号について、自動付番ができること
- ・各公債に紐づく非定型情報（備考）について、400文字以上の十分な文字数が登録可能であること

②資料出力の要件

- ・各種帳票（台帳、区分・利率・支払毎の集計表、地方交付税公債台帳等）が出力できること
- ・借入先別償還推計表、事業別・目的区分別償還推計表など、償還推計が行うことができる表を作成できること。また、表計算ソフトに出力でき、加工して使用できること
- ・指定年度に発行した公債情報の一覧を作成できること
- ・登録済台帳の一覧が出力できること
- ・公債台帳の借入情報、償還情報を含む公債台帳を出力できること
- ・借入先毎の償還金の支払明細書（償還金明細書）を出力できること
- ・現在高、発行額、償還額を事業区分毎に集計し、事業区分別現在高を出力できること
- ・現在高を借入先区分・利率毎に集計し、借入先別現在高・利率別現在高を出力できること
- ・現在高、発行額、償還額を目的区分毎に集計し、目的区分別現在高を出力できること
- ・現在高、発行額、償還額を交付税区分毎に集計し、交付税区分別現在高を出力できること

- ・ 交付税台帳毎に複数年間の元利償還額の一覧を出力できること
- ・ 当該年度の起債残額（元金、利子）を目的区分別に集計して出力できること
- ・ 決算統計表 33、34、36 表等の基礎資料が作成できること
- ・ 決算統計 33、34、36 表の作成時の資料となる帳票を出力できること
- ・ 償還が開始する公債や終了する公債等について、一覧を出力できること
- ・ 借換予定や利率見直し予定の設定された公債について、一覧を出力できること
- ・ 繰上償還した公債等について、一覧を出力できること
- ・ 公債費について、会計・借入先・科目等を要素としてクロス集計を行うことができること
- ・ 年度別の償還額の推移について、グラフ等で分かりやすく表示・出力できること

③お知らせ機能の要件

- ・ 直近の償還予定が、手動で出力することなく、システム画面に自動表示またはプッシュ通知されること

(3) セキュリティ要件

①セキュリティの要件

- ・ 利用者 ID・パスワードの管理機能を有していること
- ・ ユーザーの権限設定により、利用可能な業務を制限できること
- ・ 情報漏洩やデータの改ざんに備え、適切なアクセス制御を実施していること
- ・ アクセスログの保存を行っていること
- ・ 適切なウイルス対策を行っていること

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この業務契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この業務契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この業務契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この業務契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この業務契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者と再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この業務契約により指定された業務場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この業務契約により指定された業務場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この業務契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受注者がこの業務契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受注者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務契約の事務に係る受注者の事務所に、随時に立ち入り、調査を行い、又は受注者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記3

情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。

(2) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。

(3) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。

(4) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。

(5) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指すものとする。

(6) コンピュータウイルス等 コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアのことをいう。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第3条 受注者は、発注者に納入している情報システム又は受注作業について、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) コンピュータウイルス等に対するリスクを最小限にするために、発注者が導入するウイルス対策ソフト及び最新の定義ファイルに適合させなければならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に係る情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティ事故への対応等)

第4条 本件業務に関し情報セキュリティ事故が発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第5条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティ事故に対する訓練を実施するものとする。

(不要な記録情報の廃棄)

第6条 受注者は、本件業務の遂行により発生した記録情報のうち、不要となったものについては、直ちに、復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により不要な記録情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第7条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。